

優良運転者を表彰します

栃木県警察と栃木県交通安全協会は、毎年優良運転者を表彰しています。

次にあてはまり表彰を希望される方は、お申込みください。

㊦右記の表に示す免許取得日で次のすべてに当てはまる方

(原付・小型特殊・二輪免許を含め、一番古い取得日が基準)

- 令和2年4月1日～令和7年3月31日の間、無事故・無違反であること。
(違反点数3点以下の軽微な違反1回は除く)
- 過去に緑十字銅章以上の表彰を受けていないこと。
- 交通法令以外の法令に違反したことがないこと。

【表彰式日時】

㊦10月31日(金) 所宇都宮市文化会館小ホール(宇都宮市明保野町7-66)

㊦4月30日(水)～5月20日(火)※下記①・②のいずれか ※郵送可

①総務課へ申込みの場合

〈郵送先〉〒329-0195 野木町大字丸林571 野木町役場 総務課 消防防災交通係

②小山地区交通安全協会へ申込みの場合

〈郵送先〉〒323-0827 小山市大字神鳥谷1738番地5 小山地区交通安全協会

〈必要書類(①・②共通)〉

- 運転免許証のコピー(表裏)
- 運転記録証明書(5年間)の原本

※運転免許証のコピーには、お名前のふりがな・連絡先の電話番号をご記入ください。

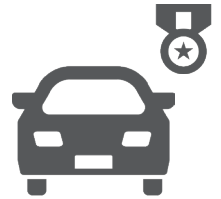
※運転記録証明書の交付を受けるには、4月20日(日)～5月11日(日)の間に申込用紙に必要事項を記入の上、自動車安全運転センター栃木県事務所にお申込みください。申込手続きは郵便局でもできます。

※申込み時には交付手数料670円がかかります。

申込用紙は、町総務課・野木交番・佐川野駐在所・小山地区交通安全協会にあります。

問小山地区交通安全協会 ☎0285(39)6615 総務課 ☎(57)4112

表彰区分	運転免許取得日 (原付・小特・二輪免許も含め 最初に取得した日)
40年	S60年3月31日以前 (過去に40年受賞がない方)
30年	H6年4月1日～H7年3月31日
20年	H16年4月1日～H17年3月31日



各種購入費補助

特殊詐欺対策電話機等購入費補助



特殊詐欺対策機能を備えた固定電話機等を購入した方に、購入費の一部を補助します。

㊦●町内に住所を有する65歳以上の方またはその方の属する世帯の世帯員

- 特殊詐欺対策電話機等を購入された方

※世帯全員の町税等に滞納が無いこと。

【補助額】購入費の2分の1以内(100円未満の端数切捨て)、上限5,000円

※補助金の交付は1世帯1台で1回限りとなります。

※特殊詐欺電話機等を購入した日から1年以内に申請してください。

【必要書類】●領収書等(店名および品名の記載されたもの)※原本添付

- 購入した機器の機能が確認できる書類(カタログまたは説明書の写し等)
- 振込口座情報(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人)

特殊詐欺対策電話機等とは…

特殊詐欺の被害を防止するために、次に掲げる機能のいずれかを有する固定電話機または固定電話機に接続して用いる装置をいいます。

- ・自動で着信の相手方に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能。
- ・警察または地方公共団体等が提供する迷惑電話番号情報を自動で登録し、かつ、その登録された電話番号からの着信を自動で拒否できる機能。

家庭用防犯対策事業補助

町内における防犯対策の強化を図るため、住宅に防犯対策の強化を行った方に、購入費の一部を補助します。

㊦町内に住所を有する方で、防犯対策を行う住宅の所有者または所有者と同一世帯に属する方

※世帯全員の町税等に滞納が無いこと。申請は各世帯1回限り。

【補助額】購入費の2分の1以内(1,000円未満切捨て)、上限15,000円

※令和7年4月1日以降、設置または購入した日から6か月以内に申請してください。

※補助対象となる防犯対策の内容については、追って広報5月号、町HPでお知らせします。

【必要書類】●領収書等(店名および品名の記載されたもの)※原本添付

- 製造元・品名等が確認できる書類
- 設置した器具等の状況がわかる写真
- 振込口座情報(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人)

消火器購入費補助



防火意識の向上と火災の被害を最小限に食い止めることを目的として、消火器を購入した方に、購入費の一部を補助します。

④●町内に住所を有する方 ●国家検定合格品の消火器を購入された方 ※世帯全員の町税等に滞納が無いこと。

【補助額】購入費の2分の1以内(100円未満の端数切捨て)、上限3,000円

※補助金の交付は1世帯1台で1回限りとなります。※消火器を購入した日から6か月以内に申請してください。

【必要書類】●領収書等(店名および品名の記載されたもの)※原本添付

- 製造元・品名等が確認できる書類
- 振込口座情報(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人)

自転車乗車用ヘルメット購入費補助



交通安全対策の一環として、自転車に乗車する子ども(小学生以下の方)および高齢者(65歳以上の方)が着用する自転車乗車用ヘルメットを購入した方に、購入費の一部を補助します。

④●町内に住所を有する子どもの保護者および高齢者

- 上記子どもおよび高齢者が着用するヘルメット(新品であり下記のいずれかの認証等を受けたもの)を購入された方
- 下記に類する認証等を受けたマーク等が付されたもの ※世帯全員の町税等に滞納が無いこと。

・SGマーク ・JCFマーク ・CEマーク ・GSマーク ・CPSCマーク

【補助額】購入費の2分の1以内(100円未満の端数切捨て)、上限2,000円

※補助金の交付はヘルメットを着用する者1人につき1回限りとなります。

※ヘルメットを購入した日から6か月以内に申請してください。

【必要書類】●領収書等(店名および品名の記載されたもの)※原本添付

- 製造元・品名等が確認できる書類
- 振込口座情報(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人)

チャイルドシート購入費補助



交通安全対策の一環として、お子さまのいる家庭で新しくチャイルドシートを購入された方に、購入費の一部を補助します。

④●保護者(養育者)および子ども(6歳未満)が町内に住所を有する方 ※子どもが生まれてからの申請です。

- 安全基準に適合するチャイルドシート(中古品を除く)を購入された方 ※世帯全員の町税等に滞納が無いこと。

【補助額】購入費の3分の1以内(100円未満の端数切捨て)、上限10,000円

※乳幼児1人につき1台に限ります。送料等の経費は補助の対象外です。

【必要書類】●領収書等(店名および品名の記載されたもの)※原本添付

- 品質保証書その他チャイルドシートの製造元、品名等が確認できる書類(例:取扱い説明書等)
- 振込口座情報(金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人)

防犯カメラ設置費補助



犯罪の抑止および安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラを新たに設置する地域団体に対し、購入費の一部を補助します。

④町内の区および自治会

【補助対象経費】●防犯カメラ ●防犯カメラの設置費用 ●防犯カメラの設置を示す表示板の設置費用等

【補助額】補助対象経費の3分の2以内(1,000円未満の端数切捨て)、上限20万円

※申請をお考えの区および自治会につきましては、事前に問合せ先へご相談ください。

春の交通安全町民総ぐるみ運動 ～マナーアップ！あなたが主役です～

【期間】4月6日(日)～15日(火)

【運動の重点】①こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

②歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守と徹底